

佐賀県告示第 216 号

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和 46 年佐賀県規則第 67 号）第 5 条第 1 項の規定により、証紙代金収納計器取扱人から名称を変更した旨の申請があった。

平成 25 年 6 月 11 日

佐賀県知事 古 川 康

証紙代金収納計器取扱人の名称	変更事項	変更前	変更年月日
		変更後	
一般社団法人佐賀県自家用自動車協会	名称	社団法人佐賀県自家用自動車協会	平成 25 年 4 月 1 日
		一般社団法人佐賀県自家用自動車協会	